

大洲市の人事行政の運営等の状況 (平成19年度)

大洲市の人事行政の運営等の状況を次のとおりお知らせします。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 職員の任免および職員数の状況 | 6 職員の研修および勤務成績の評定の状況 |
| 2 職員の給与の状況 | 7 職員の福祉および利益の保護状況 |
| 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 | 8 勤務条件に関する措置の要求の状況 |
| 4 職員の分限・懲戒処分の状況 | 9 不利益処分に関する不服申立ての状況 |
| 5 職員のサービスの状況 | 10 職員からの苦情の処理の状況 |

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (H20.4.1現在)

		職員数		対前年度 増減数	主な増減理由
		平成19年度	平成20年度		
一般行政部門	議会	6	6		
	総務	106	105	△1	事務の統廃合による減
	税務	29	29		
	民生	219	212	△7	事務の統廃合による減 欠員不補充
	衛生	28	30	2	業務移管に伴う増 欠員補充
	労働				
	農水	40	38	△2	事務の統廃合による減
	商工	10	9	△1	職員派遣に伴う減
	土木	69	68	△1	事務の統廃合による減
	小計	507	497	△10	
	特政別部門	教育	106	101	△5
小計		106	101	△5	
公会計企業等部門	病院	172	172		
	水道	15	15		
	下水道	10	10		
	その他	38	35	△3	事務の統廃合による減
小計	235	232	△3		
合計	848	830	△18		

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者・派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H20.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成18年度 人件費率
平成19年度	50,369人	227億8,556万円	3億9,769万円	50億6,524万円	22.2%	21.0%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを除きます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
平成20年度	597人	21億9,770万円	2億9,724万円	9億2,121万円	33億9,706万円	569万円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 給与費は、6月補正予算に計上された額です。

1 職員の任免および職員数の状況

(1) 職員の採用・退職などの状況 (H19.4.2~H20.4.1)

職種	退職			計	採用
	定年退職	勧奨退職	その他		
事務職	5	2	3	10人	3人
技師			1	1	
保育所保育士	3		3	6	
施設保育士・指導員など	2			2	
栄養士					
保健師・助産師			1	1	
司書・学芸員					
教育公務員	2		1	3	
技能労務職		1		1	
医師			5	5	5
看護師	1		4	5	8
医療技術職	1		2	3	2
計	14	3	20	37	18

(2) 職層別構成 (H20.4.1現在)

職種	職員数 (人)
事務職	402
技師	38
保育所保育士	89
施設保育士・指導員など	26
栄養士	7
保健師・助産師	32
司書・学芸員	5
教育公務員	20
技能労務職	58
医師	16
看護師	111
医療技術職	26
計	830

(3) 昇任・昇格および降任の状況 (H19.4.2~H20.4.1)

職名	昇任・昇格人数	降任人数
部長	1	
副部長	2	
課長	4	
主幹		
課長補佐	1	
主任専門員		
専門員	8	
係長	3	
総括主査等		
主査	4	
主事等	27	
計	50	

人事行政の運営等の状況

区分	大洲市			国		
退職手当 (平成20年4月1日現在)	(支給率) 自己都合 勤続・定年	(支給率) 自己都合 勤続・定年		(支給率) 自己都合 勤続・定年	(支給率) 自己都合 勤続・定年	
	勤続20年 23.50月分 30.55月分	勤続20年 23.50月分 30.55月分		勤続20年 23.50月分 30.55月分	勤続20年 23.50月分 30.55月分	
	勤続25年 33.50月分 41.34月分	勤続25年 33.50月分 41.34月分		勤続25年 33.50月分 41.34月分	勤続25年 33.50月分 41.34月分	
	勤続35年 47.50月分 59.28月分	勤続35年 47.50月分 59.28月分		勤続35年 47.50月分 59.28月分	勤続35年 47.50月分 59.28月分	
	最高限度額 59.28月分 59.28月分	最高限度額 59.28月分 59.28月分		最高限度額 59.28月分 59.28月分	最高限度額 59.28月分 59.28月分	
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%) 1人当たり平均支給額 14,130千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

区分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者13,000円、扶養親族6,500円、配偶者のない職員の扶養親族1人目11,000円、一定の年齢の扶養親族1人につき5,000円を加算。	同	
住居手当	借家居住者…家賃と12,000円の差額が11,000円に達するまでその差額を支給(支給限度額27,000円)持家居住者…3,500円	異	持家居住者については、国が2,500円(取得後5年間)に対し、年数にかかわらず3,500円を支給
通勤手当	通勤距離片道2km以上 交通機関利用…普通運賃相当額 交通用具利用 2km以上 …… 2,000円 5km以上 …… 4,100円 10km以上 …… 6,500円 15km以上 …… 8,900円 20km以上 …… 11,300円 25km以上 …… 13,700円 ~ 24,500円	同	

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況 (H20.4.1現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
大洲市	318,588円	350,872円	43.1歳	276,608円	287,125円	48.5歳
国	325,113円	387,506円	41.1歳	284,679円	320,623円	48.9歳

(4) 職員の初任給の状況 (H20.4.1現在)

区分	大 洲 市		国		
	初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額	
一般行政職	大学卒	172,200円	184,200円	172,200円	180,600円
	高校卒	140,100円	148,500円	140,100円	145,900円

(注) 初任給は、試験の結果に基づいて採用された場合の額です。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (H20.4.1現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	250,800円	288,900円	339,344円
	高校卒	205,450円	244,000円	293,600円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数です。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (H20.4.1現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主 事 技 師	主 事 技 師	係 長 総括主査	専 門 員	課 長 補 佐 主任専門員	課 長	部 長 副 部 長	
職員数	39人	48人	126人	50人	73人	48人	14人	398人
構成比	9.8%	12.1%	31.7%	12.6%	18.3%	12.1%	3.4%	100.0%

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者・派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(7) 特別職の報酬などの状況 (H20.4.1現在)

区分	給料、報酬などの月額
給料	市 長 847,800円 (10%減額後)
	副 市 長 657,900円 (10%減額後)
報酬	議 長 447,500円 (5%減額後)
	副 議 長 363,900円 (3%減額後)
	議 員 340,500円 (3%減額後)
期末手当	市 長 (19年度支給割合) 3.35月分
	副 市 長 (19年度支給割合) 3.35月分
退職手当	(算定方式) (支給時期) 給料月額 × 在職月数 × 100分の46 任期毎に支給 給料月額 × 在職月数 × 100分の27 任期毎に支給

(8) 職員手当の状況

区分	大洲市	国
期末手当	1人当たりの平均支給額 (19年度) 1,455千円	—
	(19年度支給割合) 3.0月分 (1.6)月分 (1.6)月分	(19年度支給割合) 3.0月分 (1.6)月分 (1.6)月分
勤労手当	勤 労 手 当 1.45月分 (0.75)月分	勤 労 手 当 1.5月分 (0.75)月分
	(19年度支給割合) 役職加算 5~15%	(19年度支給割合) 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況 (H20.4.1現在)

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
40時間	8時間	8:30	17:30	60分	土・日曜日

(注) 勤務所によっては、始業、終業、週休日が異なる場合があります。

(2) 主な特別休暇等

種 類	休暇の概要、取得の要件など	取得可能日数など
有給休暇	年次有給休暇	1年につき20日(前年の繰越日数の上限20日のため、最高40日)
	病欠休暇	負傷または疾病のため医師の診断により療養する必要がある場合 ・公務災害・通勤災害の場合は必要と認められる期間 ・結核性疾患については、1年、その他の負傷または疾病については90日を超えない範囲内で必要と認められる期間
	特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合 公民権の行使：必要と認められる期間 産前休暇：8週間以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合に産日の日まで 産後休暇：産後8週間 忌引：父母の場合7日など 結婚休暇：連続する5日 夏期休暇：3日
無給休暇	介護休暇 負傷、疾病または老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	介護を必要とする一の連続する状態ごとに、連続する6月の期間内

人事行政の運営等の状況

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の(実施)状況

研修区分	研修種別	研修内容など	研修期間(日)	受講者(人)	
自主研修	新規採用職員研修		2	9	
	階層別研修	係長研修	1	125	
	自己啓発研修	通信教育	-	7	
	人権同和教育研修		-	全職員	
	保育士等研修		1	196	
委託研修	自治大学校		68	1	
	市町村職員中央研修所		8	1	
	愛媛県研修所	市町課長研修		2	1
		市町中堅職員研修		5	6
		市町係長研修		4	4
		専門研修	2~3	6	
	社会教育主事研修		32	1	

(2) 勤務成績の評定の状況

所属長による部下職員の勤務実績の評定を年1回行い、昇任、昇格、配置換などに活用している。

7 職員の福祉および利益の保護状況

(1) 健康診断

一般定期健康診断受診者	376人
人間ドック受診者	388人

(2) 公務災害・通勤災害の認定状況

区分	認定件数
公務災害	3
通勤災害	-

(3) 福利厚生制度に係る負担

共済組合への負担金
 愛媛県市町村職員共済組合 …………… 814,060千円
 公立学校共済組合 …………… 35,014千円
 愛媛県市町村職員互助会への負担金 …… 4,749千円

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 制度の概要

地方公務員法第8条第2項第1号および大洲市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則に基づき、職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する要求を審査、判定し、必要な措置を執る。

(2) 種別、件数について……………判定済 1件

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 制度の概要

地方公務員法第8条第2項第2号および大洲市職員の不利益処分に関する審査に関する規則に基づき、職員に対する不利益な処分について不服申立てに対する採決または決定をする。

(2) 種別、件数について……………該当なし

10 職員からの苦情の処理の状況

(1) 制度の概要

地方公務員法第8条第2項第3号に基づき、職員からの勤務条件その他人事管理に関する苦情の申出および相談に対し、助言などを行うほか、関係当事者に対し、公平委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行う。

(2) 種別、件数について……………該当なし

(3) 一般職員の年次有給休暇の取得状況

総付与日数 A 日	総取得日数 B 日	全対象職員数 C 人	平均取得日数 B/C 日	消化率 B/A %
18,360	3,536.6	461	7.7	19.3

(注) 対象職員数は、教育委員会・病院などに勤務する職員を除いています。

(4) 育児休業および部分休業の取得者数

育児休業取得者数	部分休業取得者数
20 人	- 人
16	-

(注) 上段は、平成19年度に新たに育児休業を取得した者、下段は、平成18年度から平成19年度にかけて引き続いての者の数

4 職員の分限・懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (人)

処 分 事 由	処分の種類				
	降任	免職	休職	降給	失職
勤務実績が 地公法第28条 第1項第1号 地公法第28条 第1項第2号 第2項第1号			2		
必要な適格性を 地公法第28条 第1項第3号					
職制・定数の改 地公法第28条 第1項第4号					
刑事事件に関し 地公法第28条 第2項第2号					
地公法第28条第4項により失職した者					

(2) 懲戒処分者数 (人)

処 分 事 由	処分の種類			
	戒告	減給	停職	免職
法令に違反 地公法第29条 第1項第1号				
職務上の義務に 地公法第29条 第1項第2号	1	7		1
全体の奉仕者たる 地公法第29条 第1項第3号				

5 職員のサービスの状況

(1) 服務規律の遵守に関する取組の状況

通達の発出や各種研修を実施し、職員の服務規律の遵守に努めている。

(2) 病気休暇の取得状況 (人)

病気休暇 取得者数	期 間		
	1月未満	1月以上	2月以上
26	16	5	5

障害者マークの紹介

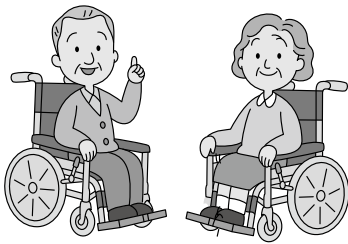
ご存知ですか？

「障害者マークの紹介」

障害者には、身体内部の障害や聴覚障害など、外見では分からないものもあるため、障害者が誤解を受けたり、我慢を強いられたりする場合があります。

障害者や障害者に配慮した施設などではマーク表示があり、またそれぞれの障害についてわかりやすく表示するため、シンボルマークや標示があります。

それぞれのマークの正しい意味を理解して、障害者に対する理解と障害者の社会参加の促進に努めるため、皆さんのご協力をいただきますようお願いいたします。



シンボルマーク	マークの名称 関係団体・機関	マークの概要、使用方法など
	障害者のための国際シンボルマーク 財団法人 日本障害者リハビリテーション協会	このマークは、障害のある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。なお、このマークは、すべての障害者を対象としたもので、とくに車イスを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。このマークの使用や著作権については、財団法人日本障害者リハビリテーション協会が管理しています。
	視覚障害者のための国際シンボルマーク 世界盲人連合	このマークは、世界盲人連合 (WBU) が定めた世界共通の国際シンボルマークです。WBUによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない」としています。横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタン見かけがありますね。この信号機は視覚障害者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。
	聴覚障害者のシンボルマーク (国内: 耳マーク) 社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	このマークは、聴覚障害を示す耳が図案化されたもので、左記の会などが提唱しています。聴覚障害者は、障害そのものが分かりにくい「声をかけたのに返事をしない」などと誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安が数知れずあります。「聞こえない」ことが相手に分かれば相手はそれなりに心配りをします。目の不自由な人の「白い杖」などと同様に、耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案され、預金通帳、年金証書等に貼って、呼び出しなど聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用されています。
	「ハート・プラス」マーク 内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会	このマークは、心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークで、左記の会が提唱しています。身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からは判らないため、まだ社会に十分に理解されていません。電車の中や職場、スーパーなどいろいろな場所で、「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。
	オストメイトマーク 社団法人日本オストミー協会	このマークは、オストメイト (人工肛門・人工膀胱を保有する方) を示すシンボルマークで、左記の会が提唱しています。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。
	身体障害者補助犬 (ほじょけん) 啓発マーク 厚生労働省社会・援護局	このマークは、補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。補助犬とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。一般のペットとは異なり、他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された犬だけが「補助犬」と名乗れます。不特定多数の方が利用する施設 (デパートや飲食店など) では、受入が義務づけられています。このほかにも様々なデザインのシールが、補助犬受け入れの表示マークとして使われています。
	身体障害者標識 (四つ葉のクローバーマーク) 各警察署交通課 交通安全協会	このマークは、肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。